

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
平成 28 年 10 月 13 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1600173号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1600090号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成15年7月10日は9万3,000円、同年12月10日は9万6,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月10日

請求期間①及び②に支払われた賞与は、銀行振込で支給されていた。所持している預金通帳では、請求期間①及び②について、A社から賞与が振り込まれていたことが確認できるが、厚生年金保険の記録では、標準賞与額の記録が無い。

調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写し及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書等の写し(以下「賞与関連資料」という。)から判断すると、請求者は、A社から請求期間①及び②において賞与の支払いを受け、事業主により厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準賞与額については、上記賞与関連資料において推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は9万3,000円、請求期間②は9万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したとしているが、資料が無いため確認することができな

い上、厚生年金保険料については納付したか否かは不明と陳述しているところ、これを確認できる資料及び周辺事情はないことから、明からでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600176号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600088号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年10月1日から平成10年5月1日まで

前回、平成9年10月1日から平成10年10月1日までの期間について、標準報酬月額を28万円に訂正してほしい旨の訂正請求を行ったが、請求期間について訂正は認められないとする平成28年3月2日付けの通知を受け取った。

今回、平成9年6月を除く同年4月から同年10月までの賃金支払明細書を提出するので、再度審議の上、請求期間の標準報酬月額を28万円に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の前回の訂正請求については、①A社は、年金事務所からの文書による照会及び当厚生局からの電話による照会に対して回答しておらず、賃金台帳等の資料についても提出していないこと、②請求者は、請求期間に係る賃金支払明細書を所持しておらず、平成9年の定時決定の算定基礎となる同年5月、同年6月及び同年7月の給与支払基礎日数及び総報酬月額が不明であるため、請求期間に係る標準報酬月額について確認できないこと、③請求期間のうち、平成10年4月1日から同年5月1日までの期間について、請求者から提出された賃金支払明細書より確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額であるものの、賃金支払明細書により確認できる報酬月額はオンライン記録により確認できる標準報酬月額より低額であることなどから、既に平成28年3月2日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、平成9年6月を除く同年4月から同年10月までの賃金支払明細書を提出し、再度訂正請求を行っているものである。

しかし、今回請求者から提出された賃金支払明細書のみでは、平成9年10月の定時決定の算定基礎となる同年5月、同年6月及び同年7月のうち、同年6月の給与支払基礎日数及び

総報酬月額が不明であるため、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た請求者の請求期間に係る標準報酬月額について確認できないことから、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

また、事業主に対して再度、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び賃金台帳等について照会したものの、これらの資料は得られず、そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額が請求者の主張する 28 万円であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600144号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600089号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月

請求期間において、A社から支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたのに、厚生年金保険被保険者記録に当該賞与の記録が無い。

調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主は、「厚生年金保険被保険者に請求期間の賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、支給した賞与額及び控除した保険料額を確認できる資料は無い。」と回答していることから、請求者に支給された賞与支給額及び保険料控除額について確認することができない。

また、請求者は、請求期間における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる賞与明細書等の資料を所持していない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600195号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(脱)第1600004号

第1 結論

昭和33年7月1日から昭和36年5月15日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和33年7月1日から昭和36年5月15日まで

平成11年に年金の請求をしようとしたときに、請求期間について脱退手当金が支給された記録となっていることを知った。しかし、私は、A社を退職したときに、会社から脱退手当金をもらっていないし、自分で、脱退手当金を請求した記憶も、受け取った記憶もないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、請求期間後の厚生年金保険被保険者期間に係る被保険者記号番号と別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なる結果となったものと考えるのが自然である。

また、請求者は、離婚に伴い退職した旨及び厚生年金保険被保険者証の氏名は旧姓表示であった旨を陳述していることから、請求期間の脱退手当金の請求は、旧姓により行われたことがうかがえるほか、当該期間の脱退手当金の支給は、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和36年11月22日に決定されているなど、脱退手当金が支給されていることを疑わせる事情はうかがえない。

さらに、請求者から事情を聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。